

## 横浜市都市計画審議会市民委員の募集

～市民参加のまちづくりに向けて～

横浜市都市計画審議会<sup>※</sup>において、市民の皆様の視点からのご意見も踏まえた、より幅広い審議を行うため、市民委員を 2 人募集します。

※横浜市都市計画審議会は、横浜市が定める都市計画を調査・審議するために設置された都市計画法に基づく審議会で、委員は「学識経験のある者」「横浜市会議員」「横浜市の住民」で構成されています。

### <募集概要>

#### 1 応募条件

次の項目全てに該当する方

- (1) 横浜市にお住まいの方
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の方
- (3) これまでに、「まちづくり<sup>※</sup>」に携わった経験のある方
- (4) 原則、全ての審議会に出席できる方(審議会は平日の昼間に開催 年 5 回)
- (5) これまでに、横浜市都市計画審議会委員の経験がない方

※例えば、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画、建築協定など。  
(これらの事例以外の「まちづくり」でも応募できます。)

#### 2 募集人数

2 人

#### 3 任期

任命日から 2 年間 ※任命日は令和 2 年 11 月頃を予定しています。

#### 4 応募方法

応募用紙<sup>※</sup>に住所、氏名、まちづくりに携わった経歴及び応募理由若しくは横浜市の都市計画で関心のある事項を記入し、横浜市ホームページから電子申請又は事務局あてに郵送、持参でご応募ください。(FAX、Eメール不可)  
(土・日・祝日を除く開庁時間内 受付最終日 午後 5 時 15 分必着)  
詳細については、横浜市ホームページをご覧ください。

※応募用紙(募集に関するリーフレット)配布場所

市庁舎 3 階市民情報センター、各区役所区政推進課、行政サービスコーナー、図書館、地区センター ほか

5 応募期間

令和2年7月1日(水)から令和2年7月31日(金)まで(必着)

6 選考方法

応募の際に記載していただいた、まちづくりに携わった経歴及び応募理由若しくは横浜市の都市計画で関心のある事項を参考に、横浜市都市計画審議会市民委員選考小委員会(現在の横浜市都市計画審議会委員3名で構成)で検討し、決定します。選考結果は、10月中に応募者全員に通知します。

7 その他

審議会は、年5回の開催を予定しています。(平日の昼間2～3時間程度)報酬は、1回の出席につき2万円(所得税等及び交通費相当分を含む。)です。報酬支払等に要するため、個人番号(マイナンバー)を提供していただきます。

8 応募用紙送付先・お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階  
横浜市都市計画審議会委員選考小委員会事務局(建築局都市計画課内)

Tel 045(671)2657

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/oshirase/osirase.html>

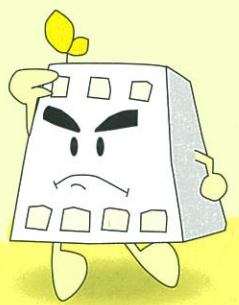
◆◇◆過去の応募状況◆◇◆

平成26年度	平成28年度	平成30年度
18名	18名	23名

お問合せ先

建築局都市計画課長 立石 孝司 Tel 045-671-2663





横浜市

# 都市計画審議会 市民委員 募集

市民参加のまちづくりに向けて



## 横浜市 都市計画審議会とは

横浜市が定める都市計画を調査・審議するために設置された都市計画法に基づく審議会で、委員は「学識経験のある者」「横浜市議員」「横浜市の住民」で構成され、総数は25人です。

## 横浜市が定める 都市計画の内容は

都市計画で定めるのは、用途地域や特別緑地保全地区等の地域地区、道路や都市高速鉄道、公園、下水道等の都市施設、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業、地区計画等があります。

## 市民力と創造力により 新しい「横浜らしさ」を 生み出す都市を目指して

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためのまちづくりの基本となるもので、都市計画審議会が多角的な見地から調査・審議を行い、その決定や変更をしています。

横浜市では、都市計画審議会において市民の皆様の見点からのご意見も踏まえた、より幅広い審議を行うため、市民委員を募集します。

231-8790  
005

料金受取人払郵便

横浜港局 承 認

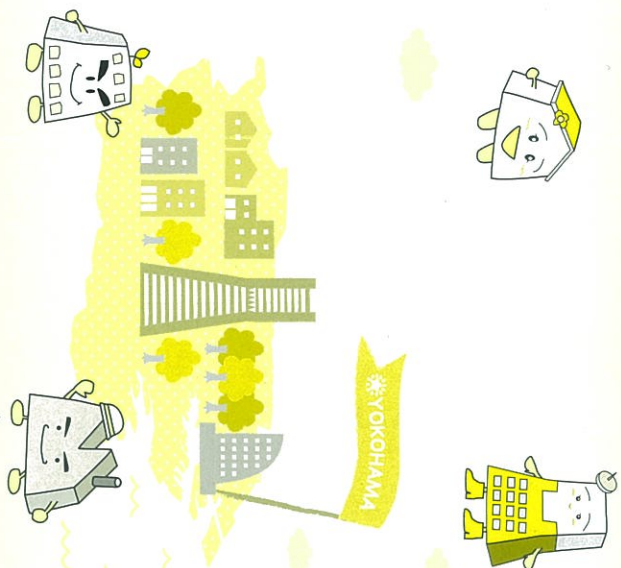
6228

差出有効期限  
令和2年7月  
31日まで

切手不要

横浜市建築局都市計画課  
(受取人)  
横浜市都市計画審議会市民委員  
選考小委員会事務局

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階



(のりしろ) 面をこぼしてはる

山折り

山折り

山折り

面

面

面





# 募集要領

… 応募の条件 … 次の項目全てに該当する方(横浜市職員を除く) …



1 YOKOHAMA  
横浜市にお住まいの方



2 over 20  
令和2年4月1日現在で満20歳以上の方



3  
これまでに、「まちづくり」に携わった経験のある方



4 anytime OK!  
原則、全ての審議会に出席できる方  
(審議会は平日の昼間に開催 年5回)



5  
これまでに、横浜市都市計画審議会委員の経験のない方

※例えば、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画、建築協定など。(これらの事例以外の「まちづくり」でも応募できます。)

募集人数 2人

任期 任命日から2年間 ※任命日は令和2年11月頃を予定しています。

応募方法 応募用紙に住所、氏名、まちづくりに携わった経歴及び応募理由若しくは横浜市の都市計画で関心のある事項を記入し、横浜市ホームページから電子申請又は事務局あてに郵送、持参でご応募ください。詳細については、横浜市ホームページをご覧ください。  
(FAX、Eメールは不可) 【受付：土・日・祝日を除く開庁時間内 受付最終日 午後5時15分必着】

応募期間 令和2年7月1日(水)から令和2年7月31日(金)まで(必着)

## 選考方法

応募の際に記載していただいた、まちづくりに携わった経歴及び応募理由若しくは横浜市の都市計画で関心のある事項を参考にして、横浜市都市計画審議会市民委員選考小委員会(横浜市都市計画審議会委員のうち3名で構成)で検討し、決定します。選考結果は、10月中に応募者全員に通知します。

## その他

審議会は、年5回の開催を予定しています(平日の昼間2~3時間程度)。報酬は、1回の出席につき2万円(所得税等及び交通費相当分含む)です。また、報酬支払等に要するため、個人番号(マイナンバー)を提供していただきます。

## 個人情報について

この募集による個人情報については、横浜市都市計画審議会市民委員の選考以外には使用しません。また、全ての応募用紙は、委員の選考が終了次第、速やかに廃棄します。なお、応募用紙は、返却しません。ご了承ください。

## 募集に関するお問合せ先(事務局)

横浜市建築局都市計画課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/oshirase/osirase.html>  
 ☎ 045-671-2657

令和2年7月発行



# 横浜市都市計画審議会市民委員応募用紙

ここにはのりを付けず二つ折りのまま

次の応募条件を全て満たしていることを確認し□に「レ」を入れてください。

横浜市職員ではない 原則、全ての審議会に出席できる これまでに横浜市都市計画審議会委員の経験がない

氏名(ふりがな) \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_

男 女

住所 〒 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

まちづくりに携わった経歴(箇条書き、5つ以内)

応募理由若しくは横浜市の都市計画で関心のある事項(以下18行程度)

(のりしろ) B面をここにはる  
 (のりしろ) A面をここにはる  
 (のりしろ) A面をここにはる

(のりしろ) B面をここにはる  
 (のりしろ) A面をここにはる  
 (のりしろ) A面をここにはる